**食品営業許可施設の事業譲渡手続き**

**譲渡された人は、すみやかに以下を保健所へ届出てください**



譲渡する人

譲渡された人

届出

事業譲渡

**1.保健所に書類提出**※郵送可

①地位承継届

②営業の譲渡が行われたことを証する書類

③営業許可証　（保健所で書き換えが必要です）

④HACCPの計画書・直近の記録書のコピー（営業開始前の場合は計画書のみで可）

⑤譲渡後の施設に関する報告書

**必要に応じて提出**

* 食品衛生責任者の変更がある場合→資格証のコピー（A4サイズ）
* 施設の増改築・減築等の変更がある場合→平面図
* 設備器具の変更がある場合→設備リスト

**2.現地調査**※譲渡から6ヶ月以内

* 施設の増改築・減築、製造品目・工程の大きな変更がある場合→立入調査
* ない場合→立入調査なし

**3.許可証を保健所に取りに来る**※１.の提出から約1週間後

上記書類提出後，保健所が営業許可証を譲渡人名義に書き換えます．

書き換えが終わったらご連絡しますので，保健所へ受け取りに来て下さい．

お問い合わせ先　北海道八雲保健所　食品保健係　TEL：0137-63-2168